

## ◎議 事 日 程（第 4 号）

平成30年12月10日（月曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 議案第53号 愛西市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第54号 愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第55号 愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第56号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第57号 愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第58号 愛西市市立学校設置条例の一部改正について
- 日程第7 議案第59号 愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第60号 愛西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第61号 愛西市火災予防条例の一部改正について
- 日程第10 議案第62号 愛西市八開総合福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第63号 愛西市立永和保育園の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第64号 市道路線の廃止について
- 日程第13 議案第65号 市道路線の認定について
- 日程第14 議案第66号 平成30年度愛西市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第67号 平成30年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第68号 平成30年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第69号 平成30年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第70号 平成30年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 請願第7号 子どもの医療費完全無料化を求める請願について
- 日程第20 議案第71号 平成30年度愛西市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第21 委員会付託について

---

## ◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## ◎出 席 議 員（18名）

1番	馬 淵 紀 明 君	2番	石 崎 誠 子 君
3番	佐 藤 信 男 君	4番	竹 村 仁 司 君
5番	高 松 幸 雄 君	6番	吉 川 三 津 子 君
7番	原 裕 司 君	8番	近 藤 武 君

9番	神田康史君	10番	島田浩君
11番	杉村義仁君	12番	鬼頭勝治君
13番	鷺野聰明君	14番	山岡幹雄君
15番	大宮吉満君	16番	加藤敏彦君
17番	真野和久君	18番	河合克平君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	日永貴章君	副市長	鈴木睦君
教育長	平尾理君	会計管理者兼 会計室長	加納敏夫君
総務部長	伊藤長利君	企画政策部長	山内幸夫君
産業建設部長	恒川美広君	教育部長	大鹿剛史君
市民協働部長	奥田哲弘君	上下水道部長	鷺野継久君
消防長	横井利幸君	健康福祉部長兼 福祉事務所長	伊藤裕章君
子育て支援事業 担当部長兼 児童福祉課長	中野悦秀君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部徳次	議事課長	大野敦弘
書記	服部芳樹	書記	近藤泰史

午前10時00分 開議

○議長（鷺野聰明君）

おはようございます。本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日は追加議案が提出され、開会前に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（鬼頭勝治君）

議会運営委員会の報告をいたします。

本日、開会前に追加議案として議案第71号が提出されましたので、議会運営委員会を開催し御協議いただきました結果、本日御審議願うことに決定をいたしました。

以上報告を終わります。

○議長（鷺野聰明君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

次に、これから議案質疑に入りますが、質疑におきましては、愛西市議会会議規則第54条で、発言は、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと明記されております。同条第2項では、この規定に反するときには議長が注意することとなっております。また、同条第3項には、自己の意見を述べることができないとなっております。発言をする際は、議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。

理事者側におかれましては、答弁漏れのないよう的確な答弁に努めてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議案第53号（質疑）

○議長（鷺野聰明君）

日程第1・議案第53号：愛西市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い発言を許可いたします。

最初に、4番・竹村仁司議員、どうぞ。

○4番（竹村仁司君）

議案第53号：愛西市下水道事業の設置等に関する条例の制定について、質問いたします。

条文の（経営の基本）の中で、第3条2-1、計画処理区域は、愛西市の行政区域のうち、下水道法第4条第1項の規定により定めた事業計画区域とするとありますが、この事業計画区域の意味と具体的な地域名でいうと東西南北、どこからどこまでになるのかお伺いします。また、資料1の条例の特徴では、今後も整備を継続する旨と書かれていますが、条文の中でどの部分が整備の継続に当たるのか、お伺いします。

○上下水道部長（鷺野継久君）

それでは、お答えさせていただきます。

まず、事業計画区域でございますが、下水道法により定めた事業計画区域とは、全体計画区域、下に条文で856.8ヘクタールと書いてありますが、その中の事業の進捗により5年から7年ごとに計画の変更を行い、順次拡大をしていくものでございます。具体的な地域名でございますが、東西南北でとの御質問ですが、佐織地区では、あくまで事業計画区域でございますが、東は勝幡町の一部、西は町方町の一部、南は諸桑町の一部、北は勝幡町の一部までとなっております。佐屋地区では、東は大野町の一部、西は佐屋町の一部、南は大野町の一部、北は柚木町の一部までとなっております。

続きまして、今後の整備する旨とあるがということの御質問でございます。

第3条第2項第1号にて、計画処理区域を下水道法第4条第1項の規定により定めた事業区域としております。これは、公共下水道事業は現在整備を進めておりますので、今後も整備を継続していくため、このような表現といたしております。よろしく申し上げます。

#### ○4番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

次に、資料1の条例の必要性では、今後の経営環境の厳しさを十分に認識し、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上と書かれています。そこで、具体的にはどのようなことを考えてみえるのかお伺いすると、その上でなぜ公営企業会計の適用が必要になるのかお伺いします。

#### ○上下水道部長（鷺野継久君）

具体的にはということでございますが、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上につきましては、資産の状況を的確に把握することで、更新投資の優先度の把握、施設や設備への合理的な投資と維持管理が行えるようになると考えております。また、他団体との経営指標による比較ができるようになり、適正な事業運営がなされているか、経営の改善や強化を計画的に行えるようになります。

公営企業会計の必要性につきましては、みずからの経営や資産の的確な把握がなされず、必要な投資が行われなくなり、事業の継続を維持できない事態を引き起こさないためにも、公営企業会計の適用が必要であると考えております。以上でございます。

#### ○議長（鷺野聰明君）

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

#### ○17番（真野和久君）

それでは、議案第53号について質問をいたします。

今回公営企業の関係で企業会計化をするわけでありましたが、いわゆる公共下水だけではなく、立田・八開地域の農業集落排水事業もあわせて企業化するのにはなぜかといった理由がまず第1点。そうした中で、公共下水とそれから農業集落排水事業などの会計も、これまでは特別会計で別々であったものを一本化するのかどうか。それから、この条例案の条例第5条では基金はさまざまな項目ごとという話になっていきますけれども、こうしたことについての扱いにつ

いてもお尋ねをしたいと思います。

また、企業化することによって、これまで得られていた国や県、市からの補助金の取り扱いや、職員の給与、またこれまでの市からの繰り入れなどはどういう形になるのか、そして最後に、いろんな課題がありますが、農業集落排水、公共下水、コミプラなどの使用料の統一の考え方についてお尋ねしたいと思います。

#### ○上下水道部長（鷲野継久君）

それでは、答えさせていただきます。

まず、農業集落排水事業をあわせたものになったのはなぜかということでございますが、現在損益情報と資産の状況を把握し、改築や更新の必要な投資を行うために、農業集落排水事業も公営会計に移行することとしました。

次に、下水道、農業集落排水などの会計の一本化でございますが、公共下水道事業、農業集落排水事業等特別会計の2つの特別会計は一本化をいたします。1つの会計といたします。基金につきましては、現状どおり、愛西市農業集落排水事業等基金条例、または愛西市公共下水道事業基金条例に基づき管理・運営をしております。

続きまして、国、県、市の補助金の扱い、職員の給与、これまでの市の繰り入れはどうなるかという御質問でございますが、公営企業会計においても、国、県の補助金の取り扱い、職員の給与はこれまでと変わりません。これまでの市の繰り入れに関しましては市内部で協議し、今後お願いしていきたいと考えております。

使用料の統一でございますが、以前もお答えさせていただいております。農業集落排水につきましては平成24年に佐屋地区と立田地区、それぞれ地区内での使用料を統一しました。今後両地区の料金の統一を図りたいと考えております。公共下水道事業と農業集落排水事業の料金の統一は今後の課題と考えております。以上でございます。

#### ○17番（真野和久君）

資産等を正確に把握して、今後投資をしていくためということでもありますけれども、基本的に会計は一本化といっても、それぞれ農業集落排水とそれから公共下水と性格が大分違うので、会計は一本化しても、当然それぞれに見合った形での今後の投資もそうですし、修繕もしていかなければいけないと思いますので、それをどういう形の区別をしていくのかについて、一つお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、そういう意味でいうと、これまで特別会計を2つつくって、ある意味なかなか統一は難しいですよと言っていたものを、企業会計という形にする中で、今回を機に統一したということもあるので、その点、ちょっともう少し詳しい理由をお願いしたいというふうに思います。

それと、今回のところから外れるという佐織地区のコミプラは入っていませんが、独自の運営をしているというところもあるとは思いますが、今後接続等の関係でいくと、将来的に佐織地域のコミプラについても公共下水につないでいくような考え方なのかどうかも確認をしたいというふうに思いますので、お願いをします。

**○上下水道部長（鷲野継久君）**

まず、会計を一本化するが、事業ごとの区分はということでございます。

会計内で、公共下水道事業と農業集落排水事業及びコミュニティプラント事業に区分、セグメント方式と申しますが、していく予定でございます。それで開示をしていこうと思っております。

会計の統一の詳しくはという質問の答えです。

公共下水道事業と農業集落排水事業とコミュニティプラント事業を同一化する理由の詳しくはということで、それぞれ事業規模が小さいため、単独経営ではより多額の手持ち資金が必要となります。同一会計事業として使用料を効率的に事業運用にすることで、より安定した経営が可能になると考えております。

それと、佐織地区のコミュニティプラント事業の関係でございますが、佐織地区には3つのコミュニティプラントがございます。現在、議員も先ほど少しおっしゃられましたが、指定管理にて地元が維持管理しております。今後も現在のように一般会計で行っていく考えでおりますが、更新時期が来ましたら、計画区域には入っておりますので、接続も視野にして考えていきたいと思っております。以上でございます。

**○議長（鷲野聡明君）**

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○6番（吉川三津子君）**

それでは、議案53号について質問させていただきます。

来年の平成31年4月にこの条例がスタートするわけですが、準備がどこまで進んで、課題はどんなことが残っているのか、教えていただきたいと思っております。

それから、下水道については、使用料で維持管理費が賄えているということにはほど遠い状況にあると思っておりますが、この一般会計からの繰り入れについて、どのような今後展開になっていくのか、市としてはどう考えているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

それから、先ほどからお話が出ておりますけれども、コミプラとの接続、以前は農業集落排水ともつないでしまえばいいとか、いろんな話が議会の中でもいろいろ出てきてはいたしましたが、距離的な問題もあって、農業集落排水とはいかがなものかという点もあったかと思うんですけれども、将来的な展望について、お聞かせをいただきたいと思っております。以上です。

**○上下水道部長（鷲野継久君）**

準備のほうでございますが、今まで29年度までの移行に伴う準備としましては、28年度工事分までの全施設の調査及び評価が完了しております。新しい企業会計システムも構築をいたしました。今後の作業としましては、新しい企業会計システムを用いた予算書の作成や、この議会において条例をお認めいただければ、この条例に沿った新会計規定などを定めていきます。

課題でございますが、新年度からの事務が滞りなくとり行われるように、関係各課、関係機関との調整が必要と考えております。

下水道料金の一般会計からの繰り入れの見通しはということでございますが、こちらにつき

ましては、先ほども真野議員にお答えしましたが、一般会計からの繰り入れは今までどおり市内部のほうで協議し、今後ともお願いしていきたいとは考えております。

将来のコンプラの農業集落排水への接続についてはどう考えているかということでございます。

先ほども申し上げましたが、公共下水道の全体計画には、コミュニティプラントの接続を想定しております。また、コミュニティプラントや農業集落排水施設及び公共下水道については、平成30年1月11日に4省1庁の通知において、広域化を34年までにまず計画を県が策定しろという要請がございましたので、そちらのほうで広域化及び接続も視野に考えていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

#### ○6番（吉川三津子君）

先ほどから、この条例というのは企業会計への移行という面が一番大きいと思うんですけども、一般会計とかいろんなほかの会計のほうでも、公会計というのが導入されてきているわけです。この公会計の導入がされていく中で、企業会計の導入が必要な理由、公会計だけではこういった面で不足しているんだというところがあれば教えていただきたいというふうに思います。

それから、高齢者がふえて水道の利用も本当に節約されて、下水道料金の収入というか、それがまたこれから減っていく可能性が高い。しかし下水道というのは、生活していくのに必要な最低限の生活必需費用という面で、慎重に下水道料金というのは考えていかなければならない項目です。

こういった公会計を入れるということは、独立採算ということが最終的にはあるのかなということを想像できるわけなんですけど、一般会計からの基準外繰り入れを減らす方針というのが見え見えなんですけど、使用料を値上げせず何らかの工夫でこの下水道を維持していかなければならないと思いますが、そういった他の手法について議論されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

#### ○上下水道部長（鷲野継久君）

まず、公営企業会計にしなければならない理由でございますが、議員先ほどおっしゃいましたように、人口減少に伴う料金収入の減少や、施設の老朽化に伴う経費の増加が見込まれる中で、今後経営環境の厳しさを十分に認識し、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等取り組むため、公営企業会計を適用することが必要と考えております。

また、この条例制定につきましては、平成27年1月27日に総務大臣通知により、人口3万人以上の市町村の下水道事業に対して32年4月までに公営企業会計への移行を要請されたところでございます。当市では今回上程させていただきました31年4月からの公営企業会計へ移行することで進めてまいっております。

続きまして、高齢化による収入減による対策をどのように考えているかということでございますが、先ほども少し申し上げましたが、平成30年1月11日に総務省、農林水産省、国土交通省及び環境省及び水産庁の通知において、34年度までに広域化、共同化の計画策定を構築して

くださいという要請がございました。それに伴いまして、市としましても愛知県が開催しました6月の勉強会及び10月の検討会議に出席し、平成30年度中に広域化・共同化計画の体制を構築し、計画策定を着手するという県の目標に沿った形で検討を始めておるところでございます。

また、基準外繰り入れの削減ということで、今回、公営企業会計の見直しに伴いまして、経営の見直し、あと先ほど申しましたように広域化による経費の削減、喫緊の課題の接続率の向上に努め、使用料金の収入の向上を図りたいと考えております。以上でございます。

**○6番（吉川三津子君）**

先ほど私、公会計がほとんど今導入されている中で、それでだめなのか、企業会計はこういうところで勝るので企業会計なんだという点をちょっと教えていただきたいということで質問させていただきましたので、その点よろしくをお願いします。

**○上下水道部長（鷲野継久君）**

失礼しました。

法適化のメリットということで答えさせていただくことでよろしいでしょうか。

地方公営企業法を適用する効果としましては、まず経営状況や財政状況の明確化、それに伴う説明責任の向上が挙げられます。財務諸表、先ほど議員が言いました公会計のほうもございしますが、財務諸表を作成し公表することで、市民の皆様に対して下水道事業経営を透明化することができ、説明責任を果たすことができると考えております。他にも、他市と経営比較が容易になり、経営健全化に向けて効率的な事業実施を推進できることと、下水道使用料の対象原価が明確になり、適正な使用料算定が可能になること、職員の経営意識が向上することなどが効果として考えられます。よろしくをお願いします。

**○議長（鷲野聡明君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第2・議案第54号（質疑）**

**○議長（鷲野聡明君）**

次に、日程第2・議案第54号：愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

**○16番（加藤敏彦君）**

議案第54号：愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、2点ほどお尋ねします。

今回の公職選挙法の改正の趣旨についてお尋ねいたします。

それから、候補者ということですが、具体的に候補者とはどういう選挙の候補に該当



していくかについてお尋ねいたします。

○総務部長（伊藤長利君）

まずは、公職選挙法の改正の趣旨でございます。

公職選挙法の一部改正の理由といたしましては、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するといった趣旨でございます。

次に、候補者の定義でございますが、これにつきましては、市長及び市議会議員が対象となります。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

政策を有権者に知っていただくということで、今回ビラの公営化が提案されておりますが、金額などはどういう根拠で出てきているのか、それから市長、議員ということで対象が説明されましたけれども、市の行う選挙の中で、以前は農業委員選挙というのがありましたけれども、今だと土地改良が選挙あるんじゃないかと思えますけど、そういう関係はどうなっているのかお尋ねいたします。

○総務部長（伊藤長利君）

根拠ということでございますけれども、一応現在市長ですけれども、ビラの1枚当たり単価が7円51銭と定められていまして、枚数につきましては1万6,000枚でございます。これに付随する形で、単価が同じく7円51銭で、議員の皆様方だと4,000枚といった上限が設定をされております。そういった形で、今回公費負担の追加をさせていただきますけれども、先ほど土地改良の選挙と言われましたが、そちらは対象ではありませんので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（鷺野聡明君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案54号について数点質問させていただきたいと思えます。

第8条に「ビラの作成を業とする者」ということが書かれておりますが、この業とする者とは、個人が仕事としていない場合、例えば得意だからとか、趣味でそういった技術を持っているとか、そういった人も含まれるのか教えていただきたいと思えます。

それから、こういったビラにも、候補者の写真等が使われる場合があると思えますが、選挙ポスター、選挙はがき、ビラ、講演会のリーフレットなどで、同じ写真を使った場合、この写真撮影費はどのように処理されるのが正しいのか教えていただきたいと思えます。

○総務部長（伊藤長利君）

まず1点目でございます。

ビラの作成を業とする者という考え方でございますが、これにつきましては、お仕事でやっ

ていただいている方ということで、趣味といったそういった方は対象になりません。

それから、ポスター並びにその写真撮影費でございますが、撮影をした目的がそれぞれあるかと思えます。基本的にはその目的に沿ったところで、その撮影費についても処理がされるべ

きだと考えておりますけれども、選挙運動用ポスター、また運動用のビラの中で作成費に含まれている場合は公費負担の対象となりますけれども、先ほど議員がおっしゃられました選挙運動用のはがきとか講演会のリーフレット、これは対象外でございますので、中には入りません。以上です。

○6番（吉川三津子君）

それでは、業とする者ということで、個人事業主等も業とされるわけですが、そういったところの個人との契約なのか、個人事業主との契約なのか、その点についてはどのように判断されていくのか。そして先ほど、ポスターとかビラについては公費だということですが、それが講演会のリーフレット、はがき等に使われれば、私費というふうになるわけですが、例えばこの撮影費に5万かかったといった場合、どうやってこのポスターのところはその5万円を含めるのか、ビラに5万円を含めるのか、きちっと案分して講演会のほうに半分とかその辺案分するのか、その辺についてはどうするのが正しいのか、教えていただきたいと思えます。

○総務部長（伊藤長利君）

まず、最初の御質問ですが、個人であろうと法人であろうと、基本的には職業として行っている方であれば、それは対象になると認識しております。

次に、一括発注した場合ですよね。例えば、写真撮影をしたそのものを全てのポスター、ビラに使う場合ですよね。そういった場合は、合理的に説明ができる方法で公費負担の対象と対象外と区別していただきたいですが、基本的には最初に言いましたけれども、撮影をした目的を基本にポスターで撮られたならポスター、ビラで撮られたならビラ、2回目にも言いましたが、一括発注した場合は案分もあるべきかなと考えます。以上です。

○議長（鷲野聡明君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第55号（質疑）

○議長（鷲野聡明君）

次に、日程第3・議案第55号：愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、議案第55号：愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、質問をいたします。

任期つき職員全般についての条例の中に、特定任期つき職員というものがあるということで、

その特定任期つき職員さんの給料を改正するという内容になりますが、この特定任期つき職員さんという人の、現在市の中でもし雇い入れをするということになれば、どのような職種の人で、その方々はどのような任期の期間を定めているのかということについてお伺いいたします。

あと、特定任期つき職員さんは、今現在、去年はゼロということだったのですが、今年度いるのかどうか、またその任期つきの期間について、どれぐらいの定めをしているのかお伺いします。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

特定任期つき職員の、まず職種の件でございますが、例えば弁護士ですとか、公認会計士などが特定任期つき職員に区分をされると思います。

また、任期につきましては、その都度ということになりますが、採用の際に必要な期間を採用するというので、決められております。

次に、何人お見えなのかということですが、現在採用はございませんので、去年に引き続きゼロでございます。以上です。

**○18番（河合克平君）**

一般的に、採用がないということなのであれですが、大体こういう場合の期間というのは2年なのか、3年なのか、5年なのか、5年以上なのかそのぐらいの内容とか大体運用があるかと思いますが、決まっているかと思いますが、その辺のことをお伺いできますか。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

期間につきましては、必要に応じてということになってまいります。

**○議長（鷲野聰明君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第4・議案第56号（質疑）**

**○議長（鷲野聰明君）**

次に、日程第4・議案第56号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、18番・河合克平議員、どうぞ。

**○18番（河合克平君）**

では、議案第56号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についてということで質問させていただきますが、この部分については、期末手当を変更するという内容の条例の提案ですが、以前から私たちは市長ですとか常勤の特別職の給与、また議員の報酬や手当については報酬審査会へ諮問を行い、その中で合理性が、状況というものが判断された後に提案がされるべきだということ、従来から意見として行ってきたところ

であります。今回の報酬等について報酬審査会への諮問は行ったのかどうか、まず1点お伺いします。

また、毎年報酬審査会というのを諮問して行っている自治体もあるというふうに聞いておりますが、その自治体は愛知県内ではどの程度あって、それはふえているのかどうか、お伺いします。

人事院勧告というのは毎年毎年行われるわけで、毎年毎年特別職また議員についての報酬については見直しをされる、この間ずっとされてきている状況がありますので、手当も含めて報酬審査会に毎年かけていくべきではないかというふうに思っておりますので、定例化ということをお考えしているのかどうかお伺いいたします。お願いします。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

まず、諮問についてでございますが、特別職報酬等審議会条例の中では、手当の額や率については対象外ということになっておりますので、今回諮問は行ってはおりません。

次に、毎年開催の市についてということでございます。県内の市で毎年報酬審議会を開催しているのは、平成30年度は9団体でございました。昨年度は10団体ということでございましたので、減少ということになっております。

また現時点、特別職報酬審議会の毎年の開催ということは考えてはおりません。

**○18番（河合克平君）**

今、財政が厳しいという執行部の方々の言葉をかりれば、財政が厳しい状況の中で市民のサービスが今、毎年毎年削られている状況、特に教育また高齢者福祉また子供の状況において削られている状況の中で、我々それを決める者が、みずからのいただく費用を上げるということをおもひ切ること自体が、これは一つ問題じゃないかなということを思っております。まず私たちが身を切ることが今必要ではないかというふうに思っております。そういう考え方はなかったのかどうか、提案に当たって、これは市長が答えていただけるかどうかあれですけれども、そういう身を切ることが必要だというふうに私どもは思うんですが、そのことについてはどのような見解、どのような考えをもって提案をされたのかお伺いします。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

今回の条例で身を切ること必要なのではないかとということで、御答弁させていただきますが、今回の改正につきましては、人事院勧告の指定職、例えば省庁の局長、事務次官等の改正に基づくものでありまして、必要があるというふうに考えて上程をさせていただきました。以上でございます。

**○議長（鷺野聡明君）**

次に、3番・佐藤信男議員、どうぞ。

**○3番（佐藤信男君）**

それでは、私のほうから議案第56号について質問をさせていただきます。

さきの質問と重複した部分に関しては省略をさせていただきますが、人事院の勧告が出ておりますが、なぜその勧告に従うのか、その理由をお尋ねいたします。

続きまして、改正後の期末手当は年間3.35月というふうになりますが、この内容は適切かどうか、どう考えるかお尋ねいたします。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

なぜ人事院の勧告に従うのかということでございます。

人事院の勧告は、民間との支給状況を踏まえ行われるもので、地方公務員法第24条の規定では、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないというふうになっております。また、県からの改定通知も踏まえ、今回の人事院勧告の指定職の改正に基づき、必要があると考えております。

次に、今回期末手当の内容でございます。

民間との格差に基づく改正であるため、適正なものというふうに考えております。以上でございます。

**○議長（鷺野聰明君）**

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○6番（吉川三津子君）**

それでは、議案56号について質問させていただきます。

かつては、この議員と特別職、教育長のこういった期末手当の変更というのは別議案になっていたはずですが。それを一括議案として提出してくる理由について、お聞かせをいただきたいと思っております。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

今回の条例の上げ方ということで御答弁させていただきます。

改正理由と改正内容が同一ということでございまして、関係条例をまとめて提案をさせていただきました。以上でございます。

**○6番（吉川三津子君）**

かつては、理由とかそういったものは一緒だったはずですが。それなのに3つの議案になって出てきましたので、今の御答弁は理由にはならないのではないかなというふうに思っています。そして議会のほうとしても、特別職の方々の働く時間、そして議員においては、ほかに御自分のお仕事を持ちながら議員の仕事をするといった全く違ったお仕事の仕方がある中、どうして一括議案になるのか、判断に大変議員としては困るわけなんですけど、どのようなきっかけでどのような議論でこういった一括議案になったのか、何がきっかけでそうなったのかお聞かせいただきたいと思っております。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

議員言われるように、例えば平成28年12月議会の折には別で提案をさせていただいております。また、ことしの3月は同一で提案をさせていただきました。これといたしますのは、先ほど言いましたように、提案の理由が違っていれば別の条例として上げさせていただいておると。先ほど平成28年12月議会は、議員の皆さんの報酬ですとかその辺は上げておりません。特別職については月額を変えております。そういった内容が違うということから、別で上げたという

経緯がございます。今回は先ほど言いましたが、改正内容ですとか改正理由が同じですので、まとめて上げさせていただいております。以上です。

○議長（鷲野聰明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第57号（質疑）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第5・議案第57号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について、質問をさせていただきます。

まず、今回値上げということで、支給のアップということで、支給をアップするわけですが、そのアップをしたときの状況の中で、予定をされているラスパイレス指数というのがどのぐらいになるのか、また過去の年度と比べて、どのような状況になるのか教えてください。

また、今職員が492人ということで、今回の補正予算の中でも人数が出ておりましたが、別表が1、2、3ということで、それぞれ別表がありますが、その別表1、別表2、別表3のそれぞれの対象の人数をお伺いします。

また、給与月額表でいいますと、1,500円のベースアップ、また1,000円程度のベースアップ、また400円程度のベースアップという形で、ベースアップの人たちの号によって変わってきているようですが、そのそれぞれの大体最高1,500円ぐらい上がったのは何人、中間ぐらいの上上がったのは何人、それから400円の上上がった部分は何人ということで、わかれば人数について教えてください。

また、今回等級の見直しということで、等級が変更されたということで提案をされておりますが、等級が変更されたそれぞれの人数についてお伺いをします。

それから、今回の勤勉手当の改正がされたわけですが、全体492人という中からすると、勤勉手当の人数が490人と合わない状況がありますので、この対象とならない人はどういった方か、お伺いします。

○企画政策部長（山内幸夫君）

順次お答えをさせていただきます。

まず、ラスパイレス指数でございますが、平成29年4月1日で93.6ということでございます。これが、予定でございますが、平成31年4月には97.4ぐらいになる予定でございます。

次に、別表の対象者ですが、別表第1の行政職474人、別表第2の単純労務職が17人、別表

第3、医療職が1人という状況でございます。

次に、ベースアップの人数でございますが、1,500円が35人、1,000円が13人、400円が258人ということでございます。

次に、級の変わる者の人数ということですが、2級から3級が56人、3級から4級が95人、4級から5級が89人、5級から6級が34人という状況でございます。

最後に、勤勉手当の対象外ということでございます。任期つき職員2名が対象になっておりません。以上でございます。

#### ○18番（河合克平君）

これを今、おっしゃったのを聞きますと、ラスパイレス指数が大体4%ぐらい上がるという状況なんです、つい数年前までは八十何%ということ、かなり低いんじゃないかということと言われていた中で、今回97%というのはかなりこの辺の市町並みに上昇してきたのだなというふうには思うんですが、この上昇されている主な理由というのか、要因というのか、その辺について、もしわかるようでしたらお伺いをします。

今、国の人事院勧告によると、大体29歳、30歳ぐらいの月額報酬とわが愛西市の月額報酬とあまり変わらない状況です。そういった点では、本当に、ラスパイレス指数の高いところが、年齢が高い、給与が高いところの人数が減る中で、若い人たちが多くなってきた中で、このラスパイレス指数が国家公務員並みに近づいてきたのかなというふうには思っているんですが、市としてどんな分析をされているのか、まず1点教えてください。

それからベースアップについては、1,500円、一番上がっているのは35人、これは若い人たちを対象だろうなというふうには思いますが、400円程度は258人と過半数になっておりますので、そういったところでは若年者が多くなっているということにはなると思うんですが、その辺のことについてこのベースアップの範囲を決めた合理的な理由があれば教えてください。以上、お願いします。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

まず、ラスパイレス指数についてでございます。

議員言われるように、たしかに過去は、例えば平成27年は90.6%、28年92.5%というような状況でございました。それで、国と比較をした場合どうなのかということでございますが、どうしても中間層が愛西市の場合低かったということがございまして、今回改正することによりまして、その層が上がることにより、4%ほど上昇してくるのではないかとどうふうに分析しております。

それから、今回のベースアップの件でございますが、これは比較的低い方に重きを置いた改正になってくるということございまして、400円が非常に多くなっておりますが、どちらかというと給料の、先ほどの中間層を上げるわけなんですけれども、そうでない方が多いということでございます。

#### ○議長（鷺野聰明君）

次に、3番・佐藤信男議員、どうぞ。

○3番（佐藤信男君）

議案第57号について質問させていただきます。

この条例の資料2で、条例の一部改正の概要が1から5までありますが、全て人事院の勧告かどうかお尋ねをいたします。

次に、行政職給料表等級別基準職務表の見直しはどうして行うのかお尋ねいたします。

最後に、この基準表の見直しによる影響額についてお尋ねいたします。

○企画政策部長（山内幸夫君）

まず、今回の一部改正についてでございますが、概要の1から4までが人事院勧告によるものでございまして、5については市独自の改正ということになります。

次に、基準職務表の見直しの状況でございますが、行政職給与表等級別基準職務表の中に、5級と6級の課長職の区分がはっきりしていないなどの課題がございましたので、給与制度の改正と職員の処遇改善を含めて今回改正することとしております。

次に、影響額といたしましては、職員1人当たりでございますが、平均月額で1万円ほどの増加となる予定でございます。以上でございます。

○議長（鷲野聰明君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第58号（質疑）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第6・議案第58号：愛西市市立学校設置条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

それでは、議案第58号について質議を行います。

今回の改正では、福原の分校を廃止するというご提案になってはいますが、福原分校に関して、休校のままにせず廃校する理由について、まずお尋ねをしたいというふうに思います。

また、この廃校を決めるに当たって、地域での説明会などはどのようにこれまで行ってきたのか。また、その中での意見はどんなものがあつたのか。また、この廃校の同意をしてもらうということについて、どういう形で同意がなされたのかについてお尋ねします。

3点目として、廃校された場合立田南小学校への通学というふうになると思うんですけども、報道などではバスなどを使うという話もありますが、実際に橋を渡ることも含めて、バスなどを利用するのに対して時間等本当に可能なのか、大丈夫なのかについてお尋ねをします。

それから、廃校することによって、当然国の交付税措置などが影響することになると思いま



すけれども、国の交付金や県の補助金などの影響額についてお尋ねします。

○教育部長（大鹿剛史君）

まず、1点目の廃校にする理由でございます。

平成30年度、31年度と新入学児童がございません。地域の方に協議をしてこの方向性を定めたことでございます。

次に、その経緯でございますが、地域の方々と意見交換を行いました。そして、福原地区地域懇談会を開催し、現在休校となっております福原分校を今後どのようにすべきか協議をしていただきました。地域懇談会で出た御意見では、本年3月18日に行われました休校式には多くの学校関係者を初め、多くの地域の方も参加され盛大に行われた。私たちはこの休校式が一つの区切りだったと思っている方が多数お見えでございました。また、保護者の意見を聞き取ったとのことだが、保護者の負担軽減を最優先に考えてもらいたいという御意見をいただきました。そして、地区の総意といたしまして、分校は閉校するというのを了承していただきました。

次に、3点目の通学の関係でございます。

この議案が通って廃校が決定しましたら、協議、検討し、今年度中に方針を決定していきたいと考えております。

それから、県の補助金の関係でございますが、現在国の交付金や県の補助金は受けておりません。以上でございます。

○17番（真野和久君）

バスの利用や何かは大丈夫なんですか。

○教育部長（大鹿剛史君）

今年度中に方針を決定して、これから協議、検討してまいります。

○17番（真野和久君）

通学方法等についてはこれから決めると、相談をするということなんですね。

基本的に、休校ではなく廃校ということで、地域の地元の意見として、地元の意見を聞きながら廃校にするという話でありましたけれども、今後、将来的に考えて、今後やはりこの2年間、今後数年間の中での新入生の状況について、現状でわかるのであればお尋ねをしたいと思えます。

○教育部長（大鹿剛史君）

御承知のとおり、非常に世帯数の少ないところでございまして、現在来年入学予定が2名、この方々が本校を希望されました。そして、現在の時点で6歳以下の方が3名ほどだったと思いますが、お生まれになっておると思いますが、まだその方々の御意見は当然お聞きはしておりません。そういう状況でございます。以上です。

○議長（鷲野聡明君）

次に、5番・高松幸雄議員、どうぞ。

○5番（高松幸雄君）

議案第58号：愛西市市立学校設置条例の一部改正について質問いたします。

この案は、立田南部小学校の福原分校を廃止するため必要があるという理由でありますけれども、立田南部小学校福原分校は100年以上の歴史があります。そこで、立田南部小学校の福原分校の今までの生い立ちについて、教えてください。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

福原分校の生い立ちでございます。

明治10年に地元の加藤太兵衛氏の寄附により加立学校が建設され、明治12年に立田学校、その後加立尋常小学校と改名がされました。明治38年には立和尋常小学校分場となり、明治40年には立田南部尋常小学校が設置され、立和分場を第2分場としたということでございます。そして大正4年に福原分場として新築がされ、昭和31年に分校に併設の中学校が閉鎖されました。

現在の鉄筋校舎は昭和40年に竣工され、増築、改築をしたものでございます。以上でございます。

**○5番（高松幸雄君）**

先ほど真野議員のほうからも質問がありましたけれども、立田南部小学校の福原分校を廃止することに至った理由については、今後の市の統廃合等についても重要なことであると思っておりますので、地域の方と保護者の方への説明について、もう少し具体的にわかれば教えてください。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

まず休校になった経緯が、平成29年度の時点で在校生が2名、そして平成30年度には1名になるということで、その1名の方が本校への就学変更を希望されました。それによって在校生がゼロということで、本年3月18日に分校の休校式を行っております。そして、平成31年度の入学予定である児童が、2名対象者がございますが、それぞれ6月、8月に保護者より本校に通いたい旨の就学校の変更申請が出されました。いずれも教育委員会におきまして承認され、平成31年度も福原分校の入学予定者がゼロという状況になりました。

こういった事情を踏まえまして、教育委員会といたしましては、今後の福原分校のあり方について福原地区の方から意見をお聞きする機会が必要と考え、8月にまず福原地区の総代、副総代、分校に関する関係者にお集まりをいただき、懇談会を開催いたしました。懇談会でこういった御事情を報告し、意見交換を行いました。意見といたしましては、先ほども御答弁の中にありましたが、まず、地元にとってシンボリックな思いがあるが、このまま残すことは無責任だと思う。また、現在の施設はどうなっていくんだろうとか、児童、保護者のことを第一に考えてもらいたい、こういった御意見をいただき、何よりもまず児童、保護者のことを最優先に検討してくださいという御意見を賜りました。

そして、そういった御意見をいただいた後、9月に福原地区の保護者の方、新入学予定の保護者も含めまして懇談会を開催し経緯を説明して、通学の状況等の聞き取りをさせていただきました。その中で、家を出る時間とか、そういった現在の状況等を教育委員会としては聞き取りをしました。その上、再度福原地区の総代さん方にお集まりをいただき、保護者の方との懇談会の内容を報告させていただきました。総代さんからは福原分校の今後については、やは

り福原の方にお集まりをいただいで判断していただかなければならないと、総代さんから全世帯に周知をしていただき、本年11月11日、福原地区の地域懇談会を開催しました。

懇談会での御意見は先ほど御答弁したとおりでございます。そして、出席者の皆様方から福原地区の総意にて分校が閉校するということでした承をいただきました。以上が経緯でございます。

○議長（鷲野聰明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は11時15分といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（鷲野聰明君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第59号（質疑）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第7・議案第59号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、2番・石崎誠子議員、どうぞ。

○2番（石崎誠子君）

議案第59号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、2点質問をさせていただきます。

1点目は、第6条に追加された第2項及び第3項について、概要の御説明の際に代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和をするものとお聞きしましたが、どのような緩和になるのでしょうか。

2点目は、第16条第2項に追加された第4号については、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大をするものところらもお聞きしましたが、どのような拡大となるのでしょうか。

以上、2点よろしく願いいたします。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

まず、緩和としましては、家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等にかわって保育を提供する代替保育について、保育所、幼稚園または認定こども園以外の保育を提供する事業所から確保できるようにするものでございます。

次に、2点目のどのような拡大かとの御質問でございますが、家庭的保育事業所に食事を搬入することが可能な施設に関して、現行の施設に加え、保育所、幼稚園または認定こども園から調理業務を受託している事業者も対象とするものでございます。以上です。

**○2番（石崎誠子君）**

御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

都市部における待機児童の解消の一環として、家庭的保育事業の需要があると聞いておりますが、愛西市ではこの条例に該当する事業者はおられますか。近隣市町の状況もあわせてお聞かせください。また、第6条第3項第2号の、同等の能力を有すると市が認める者とは、どのようなものとなるのでしょうか。お尋ねいたします。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

市内にこの条例に該当する施設はございません。なお、近隣の状況としましては、稲沢市に1事業所、あま市に3事業所ございます。津島市、弥富市、蟹江町に対象事業所はございません。

また、第6条第3号第2号の同等の能力を有すると市が認める者とは、認可外も含めて小規模事業A型事業所等の基準を満たしているものと考えます。以上でございます。

**○議長（鷺野聰明君）**

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

**○16番（加藤敏彦君）**

議案第59号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

今、石崎議員の質疑を終わりましたが、改正の理由について再度お尋ねをいたします。

また、愛西市において対象がないということですが、ベビーホテル等は対象になるのかについてお尋ねをいたします。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準省令の改正を受け、市の認可基準である条例の改正を行うものでございます。

国の基準省令が改正となりましたのは、平成29年地方からの提案等に関する対応方針を踏まえたものと考えます。

次に、対象はあるかというか、ベビーホテルでございます。

条例の対象となる施設はございません。

次に、ベビーホテルでございますが、認可外保育施設になりますので、本条例の対象とはなりません。以上です。

**○16番（加藤敏彦君）**

先ほどの石崎議員の質問の答弁で、保育事業所確保についての、以外というような言葉がありましたけれども、この辺について再度、要は規制緩和のあり方ですね。緩和の内容について

て、再度確認をしたいと思うんですけれども。お願いします。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

保育所、幼稚園または認定こども園以外の事業所ということでございますが、まず実施事業場所以外の場所において、代替保育を提供する場合は、小規模事業所A型、B型、または事業所内保育事業を行うものとの連携でもよいということでございます。

次に、2点目としまして、事業実施場所において代替保育を提供する場合は、小規模保育事業A型事業所等と同等の能力を有すると市が認めるものとの連携でもよいという、この2点でございます。以上です。

**○議長（鷺野聡明君）**

次に、6番・吉川三津子議員。

**○6番（吉川三津子君）**

議案第59号について御質問をしたいと思います。

家庭的保育事業というと、家庭的保育事業、小規模の保育事業、そして居宅訪問型とか事業所内保育とか、いろいろあるかと思うんですが、こういった条例を定めているからには開設の相談、そして申請等があってもおかしくないなと思いますが、今愛西市において保育園の園児不足というか、そんな状況の中、相談とか申請があった場合、市としてはどのような措置というか、手続をとっていくのかお聞かせいただきたいと思います。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

現状としましては、定員に満たない保育所、認定こども園がある中、愛西市子ども・子育て支援事業計画においても、確保方策の提供量が市民のニーズ量の見込みを上回っております。よって、開設の相談等があった場合につきましては、愛西市子ども・子育て会議の御意見を伺いながら決めていくことになるかと考えております。以上です。

**○6番（吉川三津子君）**

あと、少し性質的に違うのは、事業所内の保育だと思うんですね。事業所内保育についても同等の判断なのか、こういったニーズと保育園の今の状況のことを鑑みて判断していくのか、またこの事業所内保育については別個の判断をしていく必要があるかと考えているのか、この点について確認をさせていただきたいと思います。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

事業所内保育の相談は確かにございます。その点につきまして、いろいろ御相談がある中で、その基準等をお答えしております。実際のところ、保育士等の確保等の中で、やはり認可外保育施設というものを選んでみえるというふうに考えております。以上です。

**○議長（鷺野聡明君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 8 ・ 議案第60号（質疑）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第 8 ・ 議案第60号：愛西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に 8 番・近藤武議員、どうぞ。

○ 8 番（近藤 武君）

それでは、議案第60号：愛西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、まず 4 点ほど質問させていただきたいと思います。

一般質問の折にも少し話を伺いましたが、この条例改正をする目的と背景はどのようなものがどのような形であったのか、また年間収集する粗大ごみの状況と戸別粗大ごみの収集に係る手数料を500円に決めた根拠をお願いいたします。

続きまして、予約収集方法なども一度聞かせていただきましたが、また確認をしたいのでよろしく申し上げます。

最後ですが、収集業者をどのような形で決めていかれるのか、わかる範囲でお願いいたします。

○市民協働部長（奥田哲弘君）

それでは、御答弁をさせていただきます。

まず、1 点目の目的と背景でございます。

近年粗大ごみが重くて集積場まで運べないという相談がふえてございます。また、高齢者、女性及び体の不自由な方の利便性の向上を図るため導入をするものでございます。

自宅付近の自宅敷地の道路際に置くことができ、ごみステーションまで運ぶ負担が軽減できると考えています。

次に、現在の状況でございます。

粗大ごみの排出量は、年々減少傾向にございます。月 2 回のステーション収集を実施していますが、市内全てのごみステーションを回りますので、トラックの荷台が空の状態でも走ることもございます。

金額につきましては、環境省から示されている一般廃棄物処理有料化の手引きに基づき、周辺自治体の料金水準を考慮し500円といたしました。

次に、予約収集の方法でございます。

収集日は第 3 水曜日を予定をしております。予約方法の原案といたしましては、収集日の 2 週前の月曜日から 1 週前の金曜日の午前 9 時から午後 4 時まで、委託業者へ電話、またはファクスで申し込んでいただきます。

予約をされた市民の方は、収集日当日の朝 8 時までに自宅敷地の道路際まで出していただきます。なお、立ち会いは不要でございます。1 回の予約につき、最大 5 点までとし、1 点につき 500 円の戸別粗大ごみシールを張っていただきます。

次に、収集業者の決定についてでございますが、現時点で愛西市の浄化槽清掃業の許可を有する事業者に業務を委託する予定でございます。以上です。

**○8番（近藤 武君）**

ありがとうございます。

それでは、もう一度質問させていただきますが、先ほど収集業者が浄化槽清掃業者になるというお話ですが、その適しているというか、その業者になる見込みの部分でお聞かせください。

2つ目としては、市民への周知というものをこれからどのような形でとっていかれるのかお願いいたします。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

まず1点目の業者の選定に当たりましては、浄化槽等清掃事業者は、各家庭の浄化槽の清掃に従事しておりますので、地域や道路の状況をよく熟知しているという判断からでございます。

次に、市民への周知でございますが、運用マニュアルと収集カレンダーを広報及びホームページにおいて周知をする考えでございます。以上です。

**○議長（鷲野聰明君）**

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

**○18番（河合克平君）**

では、議案第60号：愛西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、質問をいたします。

近藤議員と重なるところもありますが、質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、収集についてですが、目的はさまざま高齢者の方、また障害者の方等、社会的弱者のためということもありましたが、希望者全員にこれは収集この第3水曜日に全てが回れるのかどうかということについては、どんな予定をしているんだろうということとをまず、それは収集が可能なかどうかということをお伺いします。

また、500円に決めた理由というのは、有料化の手引きというのがあるが、近隣市町と比べてということでお話がありましたが、近隣市町は、例えば近隣市町で上限が幾らぐらいで、下限は幾らぐらいの状況の中で、このぐらいにしたというそういう設定の理由があればお伺いをします。

また、条例を改正する場合についても、今回についても、パブコメ、計画についてもパブコメが行われて、その意見が1件出ていたということもホームページで載っておりましたが、このパブコメの意見がどのような意見だったのか、またその意見はこの条例には反映されたのかということについてお伺いをいたします。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

それでは、まず1点目の収集を行うことが可能かということでございますが、粗大ごみの戸別回収につきましては、予約された方が対象でありますので、現在の状況から全員の方に対応できると考えております。

次に、近隣の状況ということでございましたが、周辺で私どもが周知している数値を述べさせていただきます。

津島市につきましては、500円、1,000円、1,500円の3段階、蟹江町は500円、大治町500円、稲沢市1,000円、一宮市が800円、あま市が200円という状況でございます。

次に、パブコメの関係ですが、意見は1件で、可燃ごみやプラごみの収集にも戸別回収を広げてほしいと。また、夜間回収も検討をしてほしいという御意見でございました。市の考え方として直ちに導入できる内容ではございませんので、計画の改正には反映してございません。以上でございます。

#### ○18番（河合克平君）

それでは、まずこの希望者全員に収集を行うことは可能かということで、予約をしているので、まず可能だろうということなんです、例えば希望者の中で、マンションとか、それからアパートとか、要するに自分の家の前、ドアの前ということで出していくのかなというふうに思っているんですが、マンションやそういったところではドアの自宅の前まで収集を可能とするものなのかどうかというのが1点。それから、もし可能とならなかった場合、多過ぎて、年末等、時期的に重なることがたくさんあるかと思いますが、そういう場合についてはどのような手だてをとっていくのか、次回に回してもらうのか、それとも予約がいっぱいなので今回だめですと言ってお断りをするのか、その辺のことについての運用はどのようにするのかお伺いします。

あと、パブコメをされているという、計画自体はパブコメをされて意見が出たということなんです、そのパブコメがどのような内容になって、それが公表された後に条例改定というのが、通常、計画改定と条例改定との通常のルールかというふうに理解をしておったんですが、今回パブコメについては何のどんな理由があったかということは、公表される前に条例改定が提案されたということについては、筋がちょっと違っているんじゃないかなというふうには感じたんですが、その辺のことについてお伺いします。

#### ○市民協働部長（奥田哲弘君）

粗大ごみの回収につきましては、今までどおりのステーション方式と戸別が混在します。したがって、議員先ほどおっしゃられましたマンションであるとか、すぐ下にございますよね、それぞれの収集場所が。そこにおいては、戸別収集という形ではなく、今までどおりのステーション方式という形になろうかと思えます。当然敷地内のお部屋の入り口まで行くということは想定してございません。

次に、1度にふえた場合の対応ということでございましたが、何も今、まだ業者と今後検討しながら進めていくということでございます。当然、予備日等も設けますし、議員おっしゃられましたとおり、次回に回してほしいという対応も相手さん可能であればできるでしょうし、それと業者さんがそれぞれ横の連携をとっていただきます。車両がそれぞれ各地区の担当はする形にはなろうかと思えますが、それぞれ調整をとりながら収集ができるように考えているところでございます。



次に、条例とパブコメの関係の御意見でございましたが、今回のパブリックコメントにつきましては、一般廃棄物処理計画において、粗大ごみの収集運搬体制の一部変更について御意見をいただいたものでございます。

一方、条例の一部改正は、戸別収集による粗大ごみの収集、運搬及び処分に係る手数料の額を定めるものでございます。したがって、条例の一部改正を承認していただいた後、公表すべきと考えております。以上です。

**○議長（鷺野聡明君）**

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○6番（吉川三津子君）**

では、議案60号について数点質問させていただきます。

重複しておりますので一步踏み込んで質問しますが、先ほど敷地の道路際というお話であったんですけども、どうしても道路に置かざるを得ないような、そんなお宅もあるかと思いますが、その辺どういうふうに運用されていくのか、1点お伺いをしたいと思います。

それから、次に、今高齢者でステーションまで持って行けないというお話でありましたが、そもそも家の外に出せない高齢者が多くて、大人数で住んでいらして、1人、2人と家族が減り、1室がそういった粗大ごみの置き場になっているような、そんなお宅もふえているのではないかなと思います。そういった場合、家から出す援助というのも必要かと思いますが、その点については議論されたのか、何か対策があるならばお聞かせをいただきたいと思います。

それから、先ほどから粗大ごみが減っていて、空で回収をする事例もあるというお話がありました。私、以前この問題については、ステーションへの違法な回収業者、金目になるものを集めていくということも大きな原因になっているのかなと思いますが、その現状について把握しているのか、対策をとられたのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、あと、これは高齢者への対策ということでされるわけなんですけど、先ほども戸別回収のお話が出て、そこまでは踏み込んでいないよという話が出ました。でも、並んだ数軒のお宅で、ここを回収場所にしてほしいというようなステーションをふやすことに対して、認めていらっしゃるのか、それをふやすには、またどんな手続をとったらいいか教えていただきたいと思います。以上です。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

まず、1点目の道路際の考え方でございます。

当然、市といたしましては、敷地内で道路際をお願いをしたいというのは、これは基本原則でございます。しかしながら議員おっしゃるとおり、敷地がまさに道路にかかれば出せないところもそれは存在するのは理解できます。ただ、道路交通上支障がない近隣の皆様方の納得がいただけるような対応はしていただきたい。どうしても少し出るとか、それは考えられますので、そこまで厳密にケースバイケースで考えていきたいと思っております。

次に、家の外に出せない方の対応を考えたかということでございますが、当然そういった御意見は出てくるということは認識してございますので、検討はいたしました。しかしながら、

環境サイドといたしましては、あくまで住民の方が留守のときにおける回収ということで考えておりますので、道路際まで出していただきたい。また、なかなか自分でできない方におかれましては、近隣の住民の方であるとか、親戚の方に御協力をしていただきたいという考えは持っております。ただ、一方ながら最近ふれあい収集事業ということで、福祉サイドのほうが、福祉事業として協力をしてこちらのほうへ申し出をしていただいで回収する。それから、戸別を予定、実際近隣でも1団体やっているところは承知はしております。

現在、愛西市としては、そこまでなかなか踏み込んで検討ができていない。まずは、今回の戸別回収を立ち上げまして、今後の課題であるということは十分認識をしておりますが、現在具体的な施策までは踏み込んでいないというのが正直なところでございます。

次に、違法な回収の関係で、9月議会においても一般質問にあったところではございます。市といたしまして、通報は、変な車がとまっているとか、そういうのは、正直でございます。しかしながら、警察に通報して対応していただくということしか、なかなか対応ができません。そこに張りついているわけにはまいりませんし、どちらかという市としましては、ステーションに違法に置かれるもの、そちらに重きを対策を講じておりますので、そこから持ち去るところまで、なかなか難しい対応が非常に苦労しているというのが実際のところでございます。

次に、ステーションの増加の関係でございますが、これにつきましては、総代会等で毎年御紹介とか説明はさせていただいているところでございますが、あくまでステーションというのは地元で管理をしていただきます。当然場所の設定、それからその管理、いろいろもろもろ住民トラブルもございますので、そういったことがきちっと整理なされて、その上で市のほうへ相談をしていただければ、実際今年度もふやしているところはございます。当然ある程度の常識的な件数をそろえていただければいけないし、地元での話し合い、これがまず一番難しいのかな。よく住宅地が開発されると、10軒、20軒ですか。そういったところに新しく設けることもございますので、その辺を御参考にしていただければいいのかな。具体的に家が何軒から受けますよというのは、なかなか申し上げにくいところでございます。以上です。

#### ○6番（吉川三津子君）

以上でいいです。

#### ○議長（鷺野聡明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第9・議案第61号（質疑）

#### ○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第9・議案第61号：愛西市火災予防条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、4番・竹村仁司議員、どうぞ。

○4番（竹村仁司君）

議案第61号：愛西市火災予防条例の一部改正について質問いたします。

今回、一部改正される条文の第48条に防火対象物とありますが、どのような範囲のものをいうのかをお伺いすると、消防用設備等とはどのようなものをいうのか、あわせてお伺いします。

○消防長（横井利幸君）

御答弁をさせていただきます。

1点目の防火対象物とはどのような範囲のものをいうのかについてでございますが、飲食店、物品販売店、旅館、ホテル等、不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設など、自力で避難することが難しい方が利用する建物のことでありまして、規則において制定する予定をしております。

2点目の、当該防火対象物の消防用設備等についてでございますが、こちらも規則にて定める予定をしております、その消防用設備等は、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備のことであります。以上でございます。

○4番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

今回の条例の一部改正に至った経緯と目的はどこにあるのかお伺いします。

○消防長（横井利幸君）

条例の一部改正につきましては、違反がある事例の有無にかかわらず、国より条例改正を行うよう通知があったためでございます。また、改正の目的としましては、違反内容を市民に公表することで、建物利用者等の防火安全に対する認識を高め、火災被害の低減を図ることでございます。以上です。

○議長（鷲野聰明君）

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

今回のいわゆる違反者に対して公表するという話でありますけれども、防火対象物の物件の愛西市でこの対象となるような物件というのは、どの程度あるのかについて、まずお尋ねをしたいと思っております。どのようなものなのか。

○消防長（横井利幸君）

対象となる建物の数は、愛西市内に平成30年11月末現在で165棟でございます。以上です。

○17番（真野和久君）

165棟の先ほどの例えば飲食店とか、物販とか、それから病院など、そういったいわゆる物件対象ごとの、対象というか、細かい状況をわかれば教えていただきたいというふうに思います。

それと、こういう形で公表する場合は、どのような形で公表していくのかについてお尋ねいたします。

○消防長（横井利幸君）

対象となる建物の件数でございますが、集会所等が21棟、飲食店が7棟、物品販売店店舗が21棟、旅館・ホテルが1棟、病院・診療所が11棟、老人福祉施設が27棟、障害者福祉施設が18棟、保育園・幼稚園・特別支援学校が33棟、複合用途防火対象物が24棟、遊技場・カラオケ店等が2棟で合計165棟になっております。

また、公表の方法でございますが、市ホームページにて違反がある建物の名称、所在地及び違反している内容につきまして公表をする予定をしております。以上でございます。

○議長（鷺野聡明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第62号（質疑）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第10・議案第62号：愛西市八開総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、議案第62号：愛西市八開総合福祉センターの指定管理者の指定について質問をいたします。

まず、第1点目、この愛西市八開総合福祉センターですが、非公募であるということで指定をするわけですが、非公募とした理由をお伺いします。

また、点数が500点中、354点と70.8%ほどの7割ほどの点数がついておりますが、4項目の選定審査項目について、点数が高かった項目、低かった項目、またそれぞれの理由についてお伺いをいたします。

また、この選定の評価についてですが、この内容によりますと、社会福祉協議会自体の活動についての評価はされています、たくさんいろんなことをしていますよと、いいことしていますよということが書いてありますが、八開総合福祉センターが社会福祉協議会によってどのように運営されて、そういった点で評価できることがたくさんあるという内容については、特にそういったことの評価がされていない、余りされていないようにこの評価内容を見ると感じます。住民の方が、この八開総合福祉センターのサービスをどのように享受がされて、どう評価されたのかということが余りないもんですから、その内容について評価があれば教えていただきたいと思っております。

また、この八開総合福祉センターについては、前回と今回、前回5年前と、また5年後これからということで、評価が今回選定をされておりますが、大きな違いがもしあれば評定について、またどう前は余りよくなかったけれども、今回は好評評価が改善されているよというような点があったり、また前回こんな評価があったんだけれども、今回はこんなに悪いですよというような、そんなようなことがあればお伺いをします。以上お願いします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、八開総合福祉センターの指定管理の関係でございます。

平成21年度から社会福祉協議会が指定管理者となっております。これまでの施設運営の実績や住民サービスの向上が期待されることとともに、市民の信頼も確立されております。そういったことも含めまして、非公募として市の指定管理者制度調整会議で検討、承認をいただいております。

次に、点数が高かった項目、低かった項目という点でございますが、点数が高かった項目として、住民の平等な利用の確保で、新たな対応として高齢者の買い物送迎と地域の子供から高齢者のニーズを捉えた活動をしていくという点でございます。低かった点でございますが、その他の項目で特に低い項目はございませんでした。採点に余り差はございませんでした。

次に、住民がそのサービスを楽しむかという評価でございます。

指定管理者による公共サービスの履行に関しましては、モニタリングを行っております。また、安定的、継続的にサービスを提供することが可能であるかどうかなどを評価いただいております。必要に応じて改善に向けた指導、助言を行っていきたいというふうに思っております。

次に、先回と今回の違いということでございますが、先回は基本方針、管理運用、費用の3つの項目で評価をいたしました。今回は4つの項目で評価をいただいております。費用、経費の削減の項目で経費削減のための工夫について、前回はある程度の努力がわかる、取り組みに対する努力はされていると評価をいただきました。今回につきましては、施設の照明をLED化し、経費の削減に努めているという高評をいただいております。以上でございます。

#### ○18番（河合克平君）

市民から信頼をされていると、21年から続けられているということで、非公募ということになったということなんですが、そういう八開総合福祉センターの指定管理を社会福祉協議会さんをお願いをするという選定ですが、今、先ほど利用者を送迎をする内容を主に評価をしている内容としてありますよということがありましたが、それは送迎は社会福祉協議会の事業ではないかというふうに思うんですけども、社会福祉協議会の事業が今回の評価に当たるというのがちょっとうまく理解ができないので、もう少しその辺を具体的に説明をいただけないでしょうか。

住民サービスがより豊かになる、豊かに享受ができるという点で、社会福祉協議会のよさがあると思うんですが、その辺のことについてお伺いをしたいです。

あと、経費削減の面で評価をされているということですが、経費削減の問題だけであるのかなということについて、もっとほかはないのかなと、あるのであれば教えてほしいのと、あと

今回、空調の設備を一括から個別にするということで、今回、市の施設としてそのような取り組みをしていくということもありますし、お風呂について今後どうしていくのかということも今注目の的になっているんですが、その後の状況については、八開の総合福祉センターの指定管理をしてもらうに当たり、管理運営をどのようにしてもらうのか、本当に雑と言っただけか、そんな感じか、その管理運営の仕方によって長寿命化も含めてされる部分があるかと思いますが、そういったことについて今後こんなことをしていただきたいことが言っているのであれば、仕様書としてあるのであれば教えてください。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

それでは、老人福祉センターと社会福祉会館の具体的な利用の評価ということのまず1点目でございます。

こちらにつきましては、老人福祉センターについては、お風呂、教養娯楽、カラオケとか健康体操等に今利用をされております。また、高齢者の心身の健康の増進を図っているところでございます。また、社会福祉会館につきましては、高齢者の相談や社会福祉活動に資する会議や事業の貸し館ということで、適正に行われているというふうに評価をしております。

また、次のお風呂の関係でございますが、こちらにつきましては、部品の調達ができなくなるといったこともございますので、できるだけ長く利用できるようにというふうには社会福祉協議会のほうにはお願いをしております。設備が故障した時点で、風呂の廃止を検討しております。以上でございます。

**○議長（鷲野聡明君）**

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○6番（吉川三津子君）**

それでは、議案62号について質問させていただきたいと思っております。

今回の指定管理は施設管理のみという説明があったと思うんですけども、この施設で行われている市の委託事業、自主事業、先ほど少しお話が出ましたが説明をいただきたいと思っております。また、前回の契約と変更点等もあればお聞かせいただきたいと思っております。

それから、先ほどから質問が出ていて気になっているのは、施設管理でありながら、いろんな事業に対して評価されている。公募のときに施設管理とこういった先ほどから老人福祉センターとか社会福祉会館とか出ているんですが、この役割をきちんと果たすような事業をしないというような、そんな指定管理の出し方をしているのか、その点について、まずお聞かせいただきたいと思っております。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

それでは、ソフト面での委託事業はということと、前回の契約との変更点ということでございますが、施設及び設備の維持に関する業務及び当センターの利用の許可に関することで、ソフト面での委託事業というのは特に行ってございません。市からの社会福祉協議会の主な委託事業といたしましては、訪問調査委託事業、相談委託事業、地域包括支援センター業務が主なものでございます。また、先ほど申し上げました高齢者の買い物の送迎等の事業につきまして

は、社会福祉協議会の独自の事業というふうに思っております。

次に、社会福祉協議会が果たす役割というようなものでお話をさせていただきますと、地域の福祉の拠点となる各種事業を社会福祉協議会が共同募金事業とか、生活福祉資金、つなぎ資金とか、そういったことを独自の事業として行われております。

次に、変更点でございますが、先回は生きがい活動支援通所事業、ミニデイサービス事業といった事業を実施されておりました。こちらにつきましては、今回、介護保険適応ということで、今回は指定管理に入っておりません。以上です。

#### ○6番（吉川三津子君）

どうしてもちょっと理解ができなくて、結局は社会福祉協議会がいろんな事業をやっているの、この場を使って社会福祉に貢献してくださいというようなことかなというふうには思うんですが、施設管理のみの委託でありながら、どうしてこの3番目の各項目の評価項目を設けられたのか、その点について、この評価項目を決めるに当たって、どのような議論等がされたのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、会議室、調理室等の施設の利用については、以前から私もいろいろ指摘をさせていただいていますが、誰が利用できて、利用料金はどうなっているのか、利用状況はまたどうなっているのか、お伺いをしたいと思います。

それから、今公共施設の再編成で、いろんな部署で公共施設の使い方について協議がされていると思いますが、この長い5年の指定管理になるわけですが、この間に社会福祉協議会を別の場所に移動してもらうとか、そんなことはないということでこの期間を設けられているのか、その点についてもお伺いをしたいと思います。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、選定の審査項目でございます。こちらにつきましては、市のほうの指定管理者調整会議のほうでこういった項目で審査をするということで、承認をいただいております。

また、次に会議室の使用の関係でございますが、こちらにつきましては、老人福祉施設ということもございまして、原則利用料は発生をいたしません。また、次に状況でございますが、29年の3月利用実績で申し上げたいと思います。会議室の利用は21団体、回数は33回、栄養指導室は3団体3回、相談室は7団体12回の利用がございました。

栄養指導室の利用が上がらないということもございまして、こちらにつきましては、各地区に利用できる調理室があり、当センターを利用する団体が八開地区の団体の方が多いということで、なかなか利用が上がってこないという状況がございまして。

次に、指定管理期間の5年ということでございまして、現在、社会福祉協議会の事務所を設けておりますが、そちらのほう5年間の間にどこかへ移動していただくという考えは持ち合わせておりません。

#### ○議長（鷲野聡明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第63号（質疑）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第11・議案第63号：愛西市立永和保育園の指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、2番・石崎誠子議員、どうぞ。

○2番（石崎誠子君）

では、議案第63号：愛西市立永和保育園の指定管理者の指定について、選定理由から4点質問をさせていただきます。

1点目は、基本方針の選定理由の中で、子供たちの居場所づくりや、子供たちの遊びの保障といった提案がございますが、具体的にはどのようなものでしょうか。

2点目は、保育運営方針の選定理由の中で、保護者からの要望等に対しては、迅速かつ丁寧に解決する姿勢が十分に伺えたとありますが、どのような点が評価につながったのでしょうか。

3点目は、同じく保育運営方針の選定理由の中で、ユニバーサルデザインの導入に斬新な工夫の形跡が伺えたとありますが、保育内容にどのような工夫が施されていたのでしょうか。

4点目は、総括理由の中で、永和地区の特性をよく分析しとありましたが、その特性とはどのようなもので、またどのように生かされるのでしょうか。

以上、4点よろしく願いいたします。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

それでは、子供たちの居場所づくりでは、子供たちの座る場所を決め、毎日の生活の中で、あなたはそこにいていいのですよというメッセージを子供たちに伝えていきます。また、子供たちの遊びの保障では、一人一人の発達の状況を見きわめながら、遊びを通して文字を書く練習をしたり、スライムなどを使い、自分の五感を使って喜び、驚きを保育者と共感していくと述べられてみえました。

次に、評価できる点として、具体的には、保護者からの要望に対してどのように対処するのかという選定委員の質問に対し、まず手紙やアンケートを通じて保護者の生の声を聞き取り、その中で要望とか不満等の記述があれば、園児の送迎時を見計らい、保護者との個別面談を実施します。保護者からの要望等に対しては、保護者と直接顔を合わせながら親身になってお伺いすると説明された点が評価につながりました。

3点目のユニバーサルデザイン活用の主なものとしましては、1日をどのように過ごすのか、絵カード、お知らせボードなどで伝えることで、子供が次に自分が何をするのか理解して行動に移せるような工夫をし、日常生活において子供がその都度保育士に指示を仰ぐという行為を減らし、みずから次の行動へ移せるよう子供の主体性を引き出すため待つことを重要視していきたいと述べてみえました。



最後に、永和地区の特性についてでございますが、児童同士、地域とのつながりは他地区と比べてきずなが強いと思われま。その点については、丸島保育園を取り巻く環境と共通する点も多く、子供を伸び伸びと自然の中で子供主体の保育を目指すという保育理念が永和地区の特性に合致するので生かしていきたいと考えておりますと述べてみえました。以上でございます。

## ○2番（石崎誠子君）

御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

保育の引き継ぎ項目においては、競合2者との違いはあったのか、また保育の質の向上についてどのように考えていると御説明されていたのでしょうか。お尋ねいたします。

## ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

他の申請者との違いとしまして、引き継ぎに携わる保育士のうち、プレゼンテーションの説明者を選定されれば、主任保育士として予定している旨を説明されました。また、引き継ぎ期間は、まず子供との接し方、現在の永和保育園の運営の仕方の把握を重点にして進めていきたいと述べてみえました。

保育の質の向上につきましては、常に同じじゃない保育の現場では、子供の観察と子供への理解を優先し、担任、他の職員が気づいたことをつぶやき、また連絡ノートを利用し、必ず職員が読むようにしていると述べられました。以上でございます。

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

## ○16番（加藤敏彦君）

議案第63号：愛西市立永和保育園の指定管理者の指定について質問いたします。

1つ目は公募の団体数、それから評価内容について御説明願いたいと思います。

それから、明確な保育方針ということですが、どのように捉えたのかについて説明をお願いいたします。

それから、永和地区の特性をよく分析するの具体的な内容について、今の質問がありましたけれども、答弁のほかにもありましたら補足していただきたいと思います。

それから、八開福祉会の現在の保育体制、事業内容ですね。それから、心配されるのは、どこでも保育士の確保について心配されるわけですが、その点についてどのような考えを持っておられるのかお尋ねをいたします。

## ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

まず、今回の指定管理、選定につきましては、公募団体数は3団体でございました。

指定管理者候補者の社会福祉法人八開福祉会は、高い評価を得ていた項目は、指定申請の動機と今後の保育運営理念、基本方針、効率的、安定的な施設運営の取り組み、保育目標、保育方針、指導計画等、給食、家庭や地域との連携でございました。

2点目の明確な保育方針としましては、先ほどもお答えしましたが、丸島保育園の子供たちの居場所づくり、子供たちの遊びの保障を挙げられておみえになります。

永和地区の特性としまして、丸島保育園の子供を伸び伸びと自然の中で子供主体の保育を目指すという保育理念が永和地区の特性に合致するので生かしていきたいと考えておりますと述べておみえになります。

4点目が丸島保育園の現在の状況でございますが、正職員は3名、臨時職員10名、調理員が正職員でお一人ということでございます。

市としましては、八開福社会に指定管理者候補者に選定した旨を通知しておりますので、八開福社会では、来年度の合同保育に向け保育士確保を進めていると伺っております。以上でございます。

**○16番（加藤敏彦君）**

公募を3団体ということでありまして、八開福社会以外の公募者の団体名と、それから得点というのがここに出ておりますが、それぞれの得点ですね。それから、他の2団体の評価、どこに差があったのかという点で、いい点、悪い点、それぞれあると思いますが、説明願いたいと思います。

それから、新年度はここで指定管理が決まると、新年度は合同保育ということですが、経費的の合同保育、それから平成32年度からは指定管理という形で民営化が進んでいくわけですが、経費的については、どのように金額というか、数字になっていくのか、わかりましたらお願いしたいと思います。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

まず、公募3団体ございました。他の2団体につきましては、学校法人正明学園と社会福祉法人市江福社会でございます。

点数でございます。

学校法人正明学園が697点、社会福祉法人市江福社会が700点でございます。

他の団体との評価でございます。

先ほど八開福社会のよかった点は、他の法人よりもすぐれていたという点でございます。逆に正明学園と市江福社会のよかった点というのは、児童の健康管理、管理経費の縮減、資金計画の3点でございます。

合同保育と平成31年からの差額でございますが、まず合同保育につきましては、経費としまして約1,300万円ほどを予定してございます。で、平成32年からの経費等の差額でございますが、指定管理料の参考額としましては100人の児童が12カ月間入園されたと仮定した場合、9,300万円程度を見込んでおります。以上でございます。

**○議長（鷲野聡明君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第12・議案第64号（質疑）**

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第12・議案第64号：市道路線の廃止についてを議題とし、質疑を行います。  
質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第65号（質疑）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第13・議案第65号：市道路線の認定についてを議題とし、質疑を行います。  
通告に従い、発言を許可いたします。

18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、議案第65号：市道路線の認定について質問をさせていただきます。

まず、市道の2118号線については、民間開発事業が行われるということで、新たな認定をするということでお話がありましたが、その具体的な内容、また地元の説明、また地元の合意等については、どのような形でとられているのかお伺いをします。

2点目に、市道1586号線については、認定漏れがあったということでお話がありましたが、その具体的な経緯、理由についてお伺いします。

○産業建設部長（恒川美広君）

まず、民間開発の内容でございますが、倉庫業を計画しているということでございます。地元説明と合意という点では、平成30年6月28日に地元説明を行っております。地元総代、関係土地改良区役員に対して行い、意見聴取をし、了解を得ております。

次に、認定漏れの関係でございますが、今回認定予定の路線に隣接土地の所有者から市道認定の要望が出されたためでございます。

○18番（河合克平君）

倉庫業ということですが、倉庫業だと当然車の、またはトラックが増加するという状況があるかというふうに思いますし、そういった点ではその対応というか、対策なのか、出入口等含めてそういったことを、市からどういう開発をするのかということについては、要望を出していくのかどうかについてお伺いします。

また、倉庫業ということですが、差し支えなければ今決まっているということであれば業者の名前を教えてくださいたいと思います。お願いします。

○産業建設部長（恒川美広君）

まず、交通の関係でございますけれども、行きは155から直接入れるという形態でございます。そして出ていくほうに対しては、北側の道路が広いということで、それに信号等に対しましては、右折帯等もございますので、大丈夫かと思っております。

それと、業者でございますが、鴻池運輸という大阪市内の運送会社でございます。

○議長（鷺野聡明君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお昼の休憩に入りたいと思います。再開は午後1時20分といたします。

午後0時19分 休憩

午後1時20分 再開

○議長（鷺野聡明君）

お昼の休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、これから補正予算の質疑に入りますが、予算質疑においては補正予算書のページ数及び款項目を示してから説明を求めるようにしてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第66号（質疑）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第14・議案第66号：平成30年度愛西市一般会計補正予算（第3号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従いまして、発言を許可いたします。

最初に、8番・近藤武議員、どうぞ。

○8番（近藤 武君）

それでは、議案第66号：平成30年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について、質問をさせていただきます。

ページ数でいきますと22ページ、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、18節備品購入費16万2,000円の計上がありますが、これが特別な支援を必要とする児童というところなんです。どのようなものを購入されたのかお聞きします。

また、その後、台風被害で修繕が必要だという形で小学校管理費783万8,000円、中学校管理費837万6,000円計上されておりますが、その細かい内訳など教えていただけますか。よろしくお願ひします。

○教育部長（大鹿剛史君）

まず1点目の御質問でございます。

来年4月に入学をしますこの児童は、身体虚弱特別支援学級となりますので、病気に関する特別な支援が必要となります。今回の予算は、おむつ交換用のソファを1脚と、車椅子のまま利用できる机を特別教室と普通教室分の2台の予算を計上させていただきました。

2点目のそれぞれ小・中学校の被害の内容でございます。

まず小学校につきましては、市江小学校が防球ネットの破れ、ワイヤーの破断、佐屋小学校が窓のサッシが変形、それから駐輪場の屋根が外れました。それから鳥小屋のトタン壁が破損、

それから職員室外電灯のカバーが破損。佐屋西小学校校舎屋上防水シートが一部剥がれました。立田北部小学校では南館屋上防水シートが全面剥がれました。その撤去も含んでおります。それから雨漏りによる天井の取りかえ工事。八輪小におきましては、笠木部分が落下。北河田小は、屋根軒下の鉄板部分が数十枚剥がれ落下。勝幡小学校は、プロパンガス倉庫屋根のスレートが剥がれました。草平小は、朝礼台が変形でございます。

中学校につきましては、永和中学校がプールの日よけテントが倒壊、フェンスが湾曲、土俵屋根部分シート破損、テニスコートのフェンスが傾きました。佐屋中学校校舎屋上防水シートが一部剥がれました。それからテニスコートの防球ネットが破れております。さらに防球ネットのワイヤーが切れております。立田中学校は、特別教室と屋根のカラーベストが剥がれました。八開中学校は、防球ネットのワイヤーの切断、テニスコートの防球ネットが切れております。あとプールサイド床シートが剥がれております。佐織西中学校防球ネットの破れとワイヤーの破断、以上でございます。

**○ 8 番（近藤 武君）**

ありがとうございます。

台風被害という形で大分項目として出ておりますけれども、実際、現行の予算で対応できない不足分という形状だと思われるんですけれども、実際この対応で足りているのかだけ確認させていただきたいです。お願いします。

**○ 教育部長（大鹿剛史君）**

今回の補正で台風被害に関する修繕はできるものと考えております。以上です。

**○ 議長（鷺野聰明君）**

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

**○ 1 8 番（河合克平君）**

では、議案第66号：平成30年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について質問いたします。

まず、歳入のところで、7ページ、8ページを開いていただいて、地方交付税が2億5,113万円が増額ということになりましたが、予算で予定していたよりも2億5,000万も大きいというところになりますが、どのような違いなのか、特に一本算定は幾らで、合併算定がえによって幾らで、差額は幾らぐらいかということもあわせてお聞きしたいです。

2億5,100万円地方交付税が多くなったということは、要因として基準財政需要額が増加して多くなったのか、基準財政収入額が減少して多くなったのか、もしそれぞれ理由がわかれば教えてください。

それと、人件費についてですが、人員については今回の件で、毎年行われる多い少ないを精算した人件費についての多い、少ないを訂正をしたわけですが、今現在で人員は足りているのか、定員計画との関係をもって説明をお願いします。以上よろしくをお願いします。

**○ 総務部長（伊藤長利君）**

それでは私から、まず普通交付税でございますが、平成30年度の合併算定がえと一本算定との差額につきましては、約5億1,000万ほどでございます。これが当初予算の積算時には合併

算定がえの縮減後の予算額を48億円、また一本算定がえとの差額を6億円と見込んでおりましたが、この見込みよりは差額は少額となったといった結果でございます。

続きまして、普通交付税がふえた理由の中の基準財政需要額と基準財政収入額の内容はというお話でございます。

まず、基準財政需要額でございますが、およそ123億200万円でございます。これは平成29年度と比較いたしまして、およそ100万円の減少でございましたが、理由につきましては、合併算定がえの縮減による減少が見込まれましたけれども、高齢者の増加等による社会保障の充実にかかります経費の拡充や、交際費の増加によりほぼ相殺をされまして、同じような額といった形でございます。それに比べまして、基準財政収入額でございますが、およそ72億3,900万円でございます。これは29年度と比較して、およそ5,900万円増加しております。理由につきましては、市民税や固定資産税のほか、地方消費税交付金など増加により、この収入額が増加したと考えております。以上です。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

私からは、人員についてでございます。

平成30年の定員管理計画は499人となっております。現状は478人ございまして、21人のマイナスとなっております。以上です。

#### ○18番（河合克平君）

ありがとうございます。

では、この基準財政収入額と基準財政需要額との関係の問題で1点詳細をお伺いしたいんですが、収入額が5,900万円増ということであれば、交付税が減るのではないかとというのが一般的に思うわけですが、基準財政需要額は変わらないで収入額がふえるということになれば、減るのではないのでしょうか。その辺について、もう少し詳しくお伺いをしたいです。

あと、定員計画499人のところ478人と21人減っているということですが、定員計画は今後見直しをされるのか、それとも21人はどうしてもやはり必要だというふうに踏んでいるのか、21人がいなければ業務がやはり滞っているというようなことになってはいけないので、そういった業務が滞っているようなこと、また残業が多くなっている部署が偏っているというようなことがもしあれば、お伺いします。

#### ○総務部長（伊藤長利君）

先ほどの数値の需要額と収入額の差がそのまま交付額に反映はされません。それにつきましては、基本、先ほどお話ししました需要額の123億200万と、収入額の72億3,900万、この差額につきまして交付税の措置がされるという形になります。それが数字上増減だけの比較の要因を先ほどはお話をさせていただきましたけれども、この5,900万だけではありませんので、そういった両方の計算の中で今回の交付が数値的に決定をされております。以上です。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

まず計画の見直しでございますが、現在の計画は平成28年から平成32年までの計画でございますので、次年度31年に見直しを予定しております。

次に業務の、もし不足した場合ですが、臨時職員等で対応させていただいております。

あと、業務量でございますが、年によって多少課によって多少ばらつきがあるという状況でございます。

**○議長（鷺野聡明君）**

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

**○16番（加藤敏彦君）**

議案第66号：平成30年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について質問します。

14ページ、2款1項11目25節の財政調整基金の3億5,600万円と、公共事業整備基金積立金4億4,732万8,000円につきまして、これを合計すると幾らになるかについて確認をしたいと思っております。

それから、一般質問の中にもあったと思いますが、積立金の適正額について再度お尋ねいたします。

それから、修繕費につきまして、22ページ、24ページの中学校、小学校の修繕について質問がありましたけれども、工事は年度内に終わるかどうかの確認をしたいと思っております。

24ページ、10款5項2目11節の修繕費のナイター設備について、場所と内容についてお尋ねをいたします。

**○総務部長（伊藤長利君）**

それでは、私から基金の残高につきまして、御答弁させていただきます。

まず、現状財政調整基金の残高でございます。

平成29年度末で約72億1,600万円、公共事業整備基金の残高が約43億9,200万円となっております。また、基金の積立額の適正な基準という、一般質問でもお答えさせていただきましたが、これはきちんとした基準というものはございません。財政調整基金というものの性質として、当然年度間調整基金、また災害時における措置及び景気後退時の市税の減収に備えるものでございます。これにつきましては、現在の残高も鑑み約77億円、また公共事業整備基金は直近3年間ごとに要します公共施設など老朽化対策として約103億円、これらの数値を目標に確保していきたいと定めているということでございます。以上です。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

まず、1点目の小・中学校学校の台風被害の修繕でございますが、年度内で完了する予定でございます。

それから、2点目のナイター整備の関係でございます。

場所は佐織総合運動場テニスコートで、LED照明機器8本分の修繕でございます。以上です。

**○16番（加藤敏彦君）**

基金の適正額について再質問いたしますけれども、15億円というのは基準財政需要額の10%ということは一般的に言われますけど、そのほかに77億とか103億という数字が出てまいりましたけれども、これはきちんとした基準がないということですのでけれども、77億にしましても、

また103億にしましても、上限、下限、どの程度の幅での77億か103億か、市の目安として上限、下限についてお尋ねをいたします。

○総務部長（伊藤長利君）

現在、財政調整基金が他市に比べまして非常に多いという状況はよく理解しております。そういった中、財政調整基金につきましては77億を超えない形で目標設定をさせていただいております。ただし、公共事業整備基金につきましては、この103億でまだ足りないだろうといった想定のもと積み立てていきたいと考えておりますので、これについての上限は考えておりません。以上です。

○議長（鷲野聰明君）

次に、14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○14番（山岡幹雄君）

議案第66号：平成30年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について1点だけ質問させていただきます。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、11節需用費の3項中学校費、1目学校管理費及び小学校の関係でございますが、今回台風の被害で各校舎上の防水ネット、また運動場の防球ネット等の修理とありますが、この運動場の防球ネットの修理をする学校と、防球ネットを設置した経緯、必要性を伺いたいと思います。また、まだ防球ネットが設置されていない学校があると思いますが、なぜ設置されていないかお伺いいたします。

○教育部長（大鹿剛史君）

防球ネットを修理する学校は市江小学校、佐屋中学校、八開中学校、佐織西中学校の4校でございます。運動場に防球ネットを設置した経緯と必要性については、行う種目及び学校周辺の状態により、設置されているものと考えております。

近隣住宅等へのボールの飛び出し防止、またはボールを追いかけての飛び出し防止など、学校施設における事故防止と児童・生徒の安全確保のために必要と考えております。なお、防球ネットが設置されていない学校につきましては、フェンスなどでボールなどの飛び出し防止が図られていると考えております。以上です。

○14番（山岡幹雄君）

学校で防球ネットがまだ設置されていないところがあるんですけど、学校の授業中に子供が加害者になった場合、責任は誰にあるのか、教育委員会なのか市なのか、それか子供の保護者なのか、できればこの運動場の防球ネットを設置していただきたいんですが、設置されるかどうか、お伺いいたします。

○教育部長（大鹿剛史君）

必要性について検討していきます。

○14番（山岡幹雄君）

授業中に子供さんが加害者になった場合、その責任はどこにあるのか、保護者のほうにあるのか、教育委員会なのか市なのか、それをちょっとお尋ねします。



○教育部長（大鹿剛史君）

状況に応じてと思いますが、基本的に学校の授業時間内であれば、当然学校、そして教育委員会も対象になると思います。これは確証はありません。弁護士の判断を仰ぎたいと思います。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

予算書14ページになりますが、戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳費の旅費需用費、備品購入費という形で、パスポート発行業務にかかわる費用が計上されていますが、本来はパスポート発行業務というのは県が委任事務としてやっていたものが愛西市に来るわけですけれども、この業務と始めるに当たって、国や県からの交付金などの補助的措置がないのかについてお尋ねをいたします。それからまた、この発行業務は、本庁だけであって支所では行わないのか、またその発行する場合に即日発効になるのか等についてお尋ねします。

○市民協働部長（奥田哲弘君）

それでは御答弁させていただきます。

権限委譲開始年度の平成31年度から県の交付金をいただきます。また、県から円滑に窓口が開設できるよう備品の無償貸与の支援を受けるところでございます。

次に、支所で行わない理由でございます。

交付窓口端末機の設置が必要となりますので、支所での取り扱いは考えておりません。なお、県内において2カ所目以上の窓口を開設している自治体はございません。

次に、交付の関係でございますが、旅券の作成につきましては、県旅券センターで行うため即日発行はできません。県において標準処理期間が定められておりますので、海部旅券コーナーと同様に、申請から土・日・祝日を除いて8日目以降の交付となります。以上です。

○17番（真野和久君）

来年度以降に関して、県からの補助金が出るということはわかったんですけれども、今回の備品などの整備については一切の支援はないんですか。

○市民協働部長（奥田哲弘君）

準備に関しては、一切ございません。ただ先ほど言いましたように、備品の購入、窓口端末機等の事前対応、50万円までということでございますが、その準備費用はございます。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

次に、7番・原裕司議員、どうぞ。

○7番（原 裕司君）

議案第66号：平成30年度愛西市一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

先ほどから近藤議員であるとか、山岡議員が説明した内容と同じような内容になるかもわかりませんが、お願いをいたしたいと思います。

10款の教育費、小・中学校の修繕費、ページ数にしますと22ページ、23ページの防球ネットの関係でございますが、台風の影響で修繕が必要となったということで、現在防球ネットというのが、先ほどの修繕では4校ありますよというような内容だったんですけども、この昇降する環境にあるのかなのかというようなことと、当然防球ネットも耐用年数等があると思いますが、その耐用年数等も含めてお答えをお願いしたいと思います。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

市内小・中学校の18校中16校が防球ネットを設置しております。そのうち昇降可能な学校は1校でございます。耐用年数につきましては、ネットの素材等にもよりますが、一般的には15年ほどと言われております。以上です。

**○7番（原 裕司君）**

昇降できるのが1校ということで、あとの部分についてはつくり置きというような状況だと思いますが、この昇降をする場合において、台風等接近してきたというようなことで、今まで昇降の機会があったのかどうかというようなことと、昇降するに当たっての判断、そういったものについてお答え願いたいと思います。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

まず、昇降の判断でございますが、基本的には学校防災委員会等を開催し、気象情報をもとに台風等の接近時に対応しております。ただ、台風以外の強風とかそういう場合というのは、その状況に応じてということになると思います。以上です。

**○議長（鷲野聡明君）**

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○6番（吉川三津子君）**

では、議案第66号について質問いたします。

16ページ民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の在宅障害者扶助料、そして特別障害者手当についてお伺いをしたいと思います。

この受給者がふえたということなんですが、どんな障害がふえたのか、どんな理由が、高齢者がふえたとか、いろんな理由があると思うんですけども、どんな理由でこの額がふえてきているのか教えていただきたいと思います。

それから、総合支援医療の関係です。

どんな疾病の人に対して、どんな治療が必要になってきたのか、その変更点についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、18ページの民生費、社会福祉費、福祉医療費の障害者等医療扶助費、後期高齢者福祉医療扶助費、こちらのほうも受給者増というお話でしたが、どんな障害の方がふえてきたのか、またその理由、どんなことが影響でふえてきているのか見解のほうを教えていただきたいと思います。以上です。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

それではまず、在宅障害者扶助料の増加ということでございますが、腎臓機能障害、膀胱直

腸機能障害などの疾病により該当される方がふえてきたということでございます。

特別障害者扶助料につきましては、今まで手帳所持者であった方が、疾病の追加や重症化で特別障害者に該当する場合や、脳血管障害など重度の疾病により新たに該当する方がふえてきたということでございます。何が影響でということでございますが、こちらにつきまして、高齢者の障害者がふえる傾向にあると考えております。

次に、総合支援医療のところでございますが、どんな疾病の人に対してということでございます。腎臓疾病のある方でございます。治療方法の変更ということでございますが、血管内治療が困難な方に対しまして、血漿交換療法を行うことによって今回補正をお願いしております。

続きまして、障害者等医療費扶助の関係でございます。

こちらにつきましては、身体障害者手帳1級から3級、療育手帳A、B判定、精神障害者手帳1級から3級、いずれの受給者もふえているような状況でございます。

後期高齢者福祉医療扶助費でございます。

こちらにつきましては、75歳以上のひとり暮らしの方が増加してきている状況でございます。何が影響ということでございます。

こちらのほうにつきましては、なかなか分析が難しいところもございますが、医療費などの扶助の支援が受けられる、そういったこともあるかと思えますし、またひとり暮らしの高齢者が増加してきているというようなことが考えられるというふうに思っております。以上です。

#### ○6番（吉川三津子君）

こういった福祉の関係、医療の関係においては、高齢者増ということがかなり大きな原因になっているのかなというふうに思うんですけども、この当初予算を組むときに、前年度の決算額があり、それに何かの特定の数字、高齢化率とか何らかの数字を掛け合わせてこういった当初予算を含んでいるのか。今回も見込みよりもかなり使う人がふえたから補正予算が組まれたわけなんですけど、当初予算を組むときにはどんな数字をもとに組んでいらっしゃるのか、その点をちょっとお伺いしてよろしいでしょうか。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

平成30年の当初予算の要求時におきましては、28年度の決算及び29年度の決算見込みといったものを参考に、30年度ふえるだろうという、これはあくまでも見込みでしかございませんけれども、そういったことを加味しながら予算計上をしております。以上です。

#### ○議長（鷲野聰明君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第15・議案第67号（質疑）

#### ○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第15・議案第67号：平成30年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第68号（質疑）

○議長（鷺野聰明君）

日程第16・議案第68号：平成30年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

まず、13ページの高齢者高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費が増加した原因についてお尋ねをします。

それから、17ページの償還金、利子及び割引料のところですが、がん治療被保険者の還付金がこれだけふえて、倍になっているということですが、この不足分の理由というのについて詳しく説明をお願いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それではまず、第1点の関係でございます。

高額介護サービス費につきましては、被保険者の増加、高齢者の増加です。要介護認定者の増加などで、介護保険をお使いになる方がふえたことなどが主な原因を考えております。高額医療合算介護サービスにつきましては、制度上高額医療合算介護サービス費の支給が4月、5月に集中しますが、当初の見込みを大きく上回っております。いずれも実績値などを鑑みて当初の予算額を超える見込みとなりましたので補正をお願いしたいと思っております。

続きまして、第1号被保険者保険料還付金が不足した理由ということでございます。

第1号被保険者保険料還付金につきましては、介護保険料で支払い過ぎになっている方への還付金でございますが、対象者の方には還付請求書に振込口座や名義人を御記入いただき、その請求を受けて支払いを行っているところでございます。しかしながら、還付対象者であっても、請求書を御提出になっていない方がいらっしゃいました。そのような方に、今年度前半期に勧奨通知を出しまして、改めて御案内をいたしました。通常の見込みに加えて、それらの方々からの請求に対して還付を行ったため不足が生じてきたものでございます。今後も還付対象者に改めて勧奨を行う予定があるため、補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○17番（真野和久君）

まず、13ページのサービス費それぞれに関して、当然、被保険者、要介護者が増加すると、

ふえていくのは当然予測はされていると思いますし、先ほど吉川議員の質問の中でも、実績値等を勘案しながらふやしてきているのはわかるんですけども、それ以上に不足している部分というのは、要は予測したよりも多くなっているという状況についての理由をお尋ねしたいというふうに思います。

それから、17ページですけども、対象者、これまで自主的に申告しなかった人に通知をし、勸奨しているという話ですけども、これまでの実績値とか、それから今回のふえた人数とかの状況について伺います。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

予算につきましては、先ほど吉川議員のときにもお話ししましたが、28年度の実績、29年度の決算見込み、そういったものを参考に30年度当初予算を組ませていただいております。ただ、あくまでもこちらのほう、見通しがなかなかつきづらいというところもございますので、不足したときには補正をお願いしたいというふうに思っております。

次に、還付の関係でございますが、実績ということで、平成29年度の実績で100万2,700円、平成30年度10月末現在で158万1,700円となっているような状況でございます。対象者数は現在手元に資料がございませんので、失礼します。

**○議長（鷲野聡明君）**

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○6番（吉川三津子君）**

議案の第68号について質問いたします。

真野議員と同様の事前通告を出したんですけども、この利用者がふえたということなんですけど、介護認定を受ける人がふえているのか、それとも、その辺の介護認定を受ける人というのはそれほどふえていないけれども、利用者がふえているのか。よくこの介護のデータ分析をすると、認定だけは受けているんだけど、実際に利用をしない人ってかなり多いんですね。そういった部分で、認定を受ける人がふえてきているのか、それとも利用する人がふえているのか、その辺どう判断されているのかお聞かせいただきたいと思います。

それからもう1点ですが、今回介護給付です。ですから、介護保険を払った人は必要なときには介護給付は受けられて補正予算がされるのは当然なんですけれども、この地方支援事業費となると、市の責任で行う事業になってまいります。こちらのほうで予算が不足した場合、利用者がふえて予算が不足した場合というのは、きちんと補正予算が組まれるのか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

まず、介護認定の認定者数でございますが、こちらのほうは、当然高齢者もふえておりますので、ふえてきております。例えば29年、2,791人であったのが、平成30年9月現在2,868人となっております。また、このサービスを受けられる方につきましても、当然ふえてきておまして、今回高額のサービス費の件数の増加ということで補正をお願いしているところでございます。

また、地域支援事業であると思いますが、そちらのほう、事業として行う部分でございますが、そういった部分についても不足する部分があれば補正で対応をいたしたいというふうに考えております。

○議長（鷺野聡明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第69号（質疑）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第17・議案第69号：平成30年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第70号（質疑）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第18・議案第70号：平成30年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・請願第7号（質疑）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第19・請願第7号：子どもの医療費完全無料化を求める請願についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第71号（提案説明・質疑）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第20・議案第71号：平成30年度愛西市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（伊藤長利君）

それでは私から議案第71号：平成30年度愛西市一般会計補正予算（第4号）につきまして、御説明をさせていただきます。

この補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億8,624万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ219億3,722万9,000円とするものでございます。

次に、内容について御説明させていただきます。

初めに、お手持ちの議案3ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費では、国の平成30年度第1次補正予算でブロック塀、冷房設備対応臨時特例交付金の内定通知が参りましたので、小学校空調整備事業、中学校空調整備事業の2事業につきまして、翌年度へ繰り越すため繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

続きまして、第3表の地方債補正では、小・中学校空調整備事業で補正予算債並びに合併特例債の借入額の追加補正をお願いするものでございます。

次に、歳入の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、7ページ、8ページをお願いいたします。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第5目教育費国庫補助金では、ブロック塀、冷房設備対応臨時特例交付金として1億74万円の補正計上でございます。

続きまして、第17款繰入金、第2項基金繰入金、第3目公共事業整備基金繰入金で2,460万1,000円を計上させていただいております。

続きまして、第20款市債、第1項市債、第2目教育債で小・中学校空調整備事業債6億6,090万円を計上させていただきました。歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出につきましては教育部長より御説明をいたします。

○教育部長（大鹿剛史君）

歳出について、御説明をさせていただきます。

9ページ、10ページをお願いします。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費におきまして、13節委託料で空調整備工事監理委託料2,222万7,000円の追加をお願いしております。

また、15節工事請負費で小学校147教室の空調整備工事費5億5,566万円の追加をお願いしております。同様に、3項中学校費におきましても空調整備工事監理委託料801万4,000円と中学校53教室の空調整備工事費2億34万円の追加をお願いしております。

以上で平成30年度愛西市一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（鷺野聰明君）

次に、議案第71号について質疑を行います。

質問のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

河合克平議員。

#### ○18番（河合克平君）

では、議案第71号の平成30年度愛西市一般会計補正予算（第4号）について質問をさせていただきます。

まず、3ページの繰越明許費についてですが、全額繰越明許ということで、繰り越しをするということは今年度中には工事ができないだろうということで、来年度に繰り越しということで繰越明許費が全て載っているということでもいいかどうかの確認です。

あと、地方債ですが、小・中学校空調設備事業で、今回どのような合併特例債を使えるのではないかというようなお話もありましたが、今回合併特例債ではないようですが、今回の地方債について、ブロック塀、空調設備等の特別債というのか、特別な交付がされる起債だとは聞いておりますが、その内容についてもう少し教えていただきたいというのと、大体何年ぐらいの地方債返還の期間になるのか、今見込んでいるものがあれば教えてください。

あと、今の国からの事業費でいうと、100%学校教育施設等整備事業債というのが借り受けることができるんですが、今回一部財政調整基金も繰り入れているということもありますが、その理由についてお伺いをします。

以上とりあえずそれだけ教えてください、お願いします。

#### ○総務部長（伊藤長利君）

まず、最初に繰越明許の御質問でございます。

当年の計画でもございます。来年の6月までには事業を完了したいということで、そこまでの事業計画で繰り越しをさせていただくものでございます。

続きまして、市債の関係でございます。

当初全額を合併特例債といった考えでございましたが、今回この臨時特例交付金が国から内示がいただいたときに、その補助裏債、これは3分の1が補助対象になります。そうしますと今回、上限の補助金が1億ということですので、補助対象額が約3億ということになります。その残りの2億をこの補正予算債で借入れを計画しております。そして、残りの7億8,000万から3億引きました4億8,000万ほどを合併特例債で借りられるだけ借りて、その後補正財源につきまして、公共事業整備基金のほうで充当したいというふうな予算の考え方でございます。

それから借入れにつきまして、まだこれ決定はしておりませんが、借入期間については20年ほどかなと考えております。

それから、こちらの今回の市債2種類、補正予算債と合併特例債を併用して借りる形でございます。これにつきまして、まず、充当率でございますが、補正予算債の場合は事業費100%、交付税措置が元利償還金の60%、それから合併特例債は充当率95%、それから交付税措置が元利償還の70%といったことでございます。以上です。



○18番（河合克平君）

補正予算債については、交付金の3倍で3億ということのお話だったと、残りについては6億起債をするうちの3億6,000万円は合併特例債を利用するという説明の認識でしたけれども、それでいいかどうかもう一度、もう少し詳しく教えていただけますか。

○総務部長（伊藤長利君）

済みません。私の説明が悪かったようでございますが、まず、今回この交付金、臨時特例交付金については、補助率3分の1でございます。今回国のほうからの補助金、交付金についての上限額がついてまいりました。その金額が1億円でございます。それが、今回3分の1の率に当たりますので、割り返しますと、その交付金の対象事業費というのが3倍ですので、3億でございます。そのうち交付金が1億、それから残りの2億をこの補正予算債で借りられますといった国の説明でございます。

当市といたしましては、残りの事業費につきましては合併特例債と残りの一般財源を公共事業整備基金で充てるといった考えでございます。以上です。

○議長（鷲野聰明君）

ほかにございますでしょうか。

[挙手する者あり]

加藤敏彦議員。

○16番（加藤敏彦君）

学校別の教室の数を教えていただければ、お願いしたいと思います。

○教育部長（大鹿剛史君）

まず、小学校でございます。

立田北部小8教室、八輪小8教室、開治小8教室、草平小14教室、西川端小11教室、佐屋西小11教室、立田南部小8教室、北河田小15教室、勝幡小11教室、永和小15教室、市江小13教室、佐屋小25教室。

続いて中学校が永和中9教室、佐屋中18教室、立田中8教室、八開中6教室、佐織西中12教室。以上でございます。

○16番（加藤敏彦君）

小学校で147教室、中学校で53教室を一斉にやるということで、今一番心配されるのは、工事が間に合うかどうかという問題ですが、そのことについては市としての対応の考えについてお尋ねをいたします。

○教育部長（大鹿剛史君）

現在、本日の補正も含めまして、まず予算措置を早急にして、設につきましては今もう既に進んでおります。詳細設計ができ次第、この予算措置をもって入札に入ります。発注に関しては、設計も4本に分けて行っております。さらに、状況に応じて発注も複数本に分けて、事業量の平準化を図るような発注の仕方をして、6月末に間に合うように努力をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（鷺野聡明君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

山岡幹雄議員。

○14番（山岡幹雄君）

ちょっとお聞きするんですけど、今、設計の段階だと言われたんですけど、今回の工事請負費の関係で、これより超えるということはないということですね。あと、工事内容が電気なのかガスなのか、いろいろあると思うんですけど、その辺詳細のほうはどういうふうに設計のほうをやってみえるのかちょっとお尋ねします。

○教育部長（大鹿剛史君）

今回お示した工事費については、設計業者のほうからまず第1回で出てきた概算をもとにはじいております。ガスを使うところにつきましては、現時点では北河田小と勝幡小の2校はガス、それ以外は電気という考え方で設計を進めております。

事業費につきましては、当然ちょっと足らなくなつては困りますので、ある程度余裕を見た数字で今回概算としてお出ししておりますので、よろしくお願ひいたします。

○14番（山岡幹雄君）

工事の内容を若干わかり次第で結構ですが、取りつけなのか、移動式が多いのか、その辺どういうふうに工事のほうは設計をしていくんですか。

○教育部長（大鹿剛史君）

現在、設計業者におきまして、この12月の初旬で学校のほう全て現地調査が終わっております。学校の教室、校舎の配置、そういったものについて、それぞれの学校でつり下げ式なのか、壁取りつけなのか、その学校の状況に応じて設計を組んでいただくことになっております。以上です。

○議長（鷺野聡明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・委員会付託について

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第21・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第53号から議案第70号及び議案第71号につきましては会議規則第36条第1項の規定により、また請願第7号につきましては会議規則第139条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会へ付託をいたします。

なお、各常任委員会に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鷺野聰明君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は12月20日午前10時より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時15分 散会

